

経 済 産 業 省

20180831製局第4号
平成30年9月10日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成30年8月31日付け警察庁丙組組企発第220号、警察庁警備局長から平成30年8月31日付け警察庁丙備企発第223号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成30年8月31日付け外務省告示第269号により、国家公安委員会委員長が平成30年8月31日付け国家公安委員会告示第41号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

象と件名・タリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第二百六十九号

平成十二年外務省告示第三百三十二号及び平成三十年外務省告示第二

百五十六号を含む関係の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第五

十二百六十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五

十三号に基づき設立された各理事会委員が平成三十年八月九日に

た決定等に基づき、同理事会議委員が平成三十年八月九日に行つ

た第三千八百八十九号、第九百九十二号、第九百九十七号、第九百九十八号、

第三千九百八十九号、第九百九十二号、第九百九十七号、第九百九十八号、

第五千八百八十九号、第九百九十二号、第九百九十七号、第九百九十八号、

百五十五号に改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

を次のごとくに改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

外務大臣 河野 太郎

(別表)

1. ～765. [略]

766. アドナン・アブー・ワリード・アル・サハラウイ (別名：
 (a)ラービブ・イドリッシ・ウルド・シディ・アブディ・ウ
 ルド・サイード・ウルド・アル・バチール (b)アドナン・ア
 ブー・ワリード・アル・サハラウイ (c)アブー・ワリード・
 アル・サハラウイ (d)アドナン・アブー・ワリード・アル・
 サハラウイ (e)アドナン・アブー・ワリード・アル・サハラ
 ウイ (f)レービブ・ウルド・アリ・ウルド・サイード・ウル
 ド・ジュマーニ)

ADNAN ABOU WALID AL-SAHRAOUI

(original script: عدنان أبو وليد الصحراوي (a. k. a. : (a) Lahbib
 Idrissi ould Sidi Abdi ould Said ould El Bachir (b) Adnan
 Abu Walid al-Sahrawi (c) Abu Walid al Sahrawi (d) Adnan Abu
 Walid al-Sahraoui (e) Adnan Abu Waleed al-Sahrawi
 (f) Lehbib Ould Ali Ould Said Ould Joumani)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1973年2月16日

出生地：Laayoune

国籍：不明

旅券番号：不明

(別表)

1. ～765. [同左]

[号を加える。]

ID番号：不明

住所：Ménaka, Gao Region, Mali

国連制裁委員会による指定日：2018年8月9日

その他の情報：西アフリカの一神教と聖戦集団 (MUJAO) (629. に指定した団体) の、以前の広報官。アル・ムラービトウーン (648. に指定した団体) の、マリにおけるグループのアミール (Emir)。2015年5月に、イラクのアル・カーイダ (453. に指定した団体) としてリストに掲載されている ISIL (いわゆる「イスラム国」) に忠誠を誓った。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：

<https://www.interpol.int/en/notice/search/un/xxx>

警視庁 捜査課 [] 6 配属 担当 氏名

○ 国家公安委員会公告第四十一号

次の国際テロリズムが、国際連合安全保障理事会決議第六十七号等に於ける設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリズムの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第五十四号）第三十一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年八月三十一日

国家公安委員長 長 小沢木八郎

アル・カーイダ/ISIL (ダークイシュー) と関係を有する自然人

氏名 アドナーン・アブー・ワリード・アル・サハラウイ (ADNAN ABOU WALID AL-SAHRAOUI (orig

inal script: عدنان أبو وليد الصحراوي))

別名 (a) ラービブ・イドリッシ・ウルド・シデイー・アブデイ・ウルド・サイード・ウルド・アル・バチール (Lahbib Idrissi ould Sidi Abdi ould Said ould El Bachir) (b) アドナーン・アブー・ワリード・アル・サハラウイ (Adnan Abu Walid al-Sahrawi) (c) アブー・ワリード・アル・サハラウイ (Abu Walid al Sahrawi) (d) アドナーン・アブー・ワリード・アル・サハラウイ (Adnan Abu Walid al-Sahraoui) (e) アドナーン・アブー・ワリード・アル・サハラウイ (Adnan Abu Waleed al-Sahrawi) (f) レービブ・ウルド・アリ・ウルド・サイード・ウルド・ジューマーニ (Lehbib Ould Ali Ould Said Ould Joumani)

称号 不明

役職 不明

生年月日 1973年2月16日

出生地 Laayoune

国籍 不明

旅券番号 不明

住所 Ménaka, Gao Region, Mali

名簿に記載された年月日 2018年8月9日

名簿記載者公告番号 QI-287

その他参考となるべき事項 西アフリカの一神教と聖戦集団 (MUJAO) (QE-58) の、以前の広報官。
アル・ムラービトウーン (QE-65) の、マリにおけるグループのアミール (Emir)。2015年5月に、イラクのアル・カーイダ (QE-48) としてリストに掲載されているISIL(いわゆる「イスラム国」)に忠誠を誓った。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/notice/search/un/xxx>